

## 8 委員会における意見

### (1) 委員意見

※精査団体及び精査会計の審議における委員意見の抜粋

#### ○ 出資団体全般

- ・人的関与の原則廃止については、更に強力に推進すべきである。
- ・県退職者の役員就任について、先輩が行っているところに対し県職員は物が言いにくいという面も考えるべきだ。
- ・公社の開発のツケを、医療、福祉の分野にまわすのは許されない。

#### ○ (財)グリーンふるさと振興機構

- ・グリーンふるさと振興機構については、いわゆる南北格差の問題といった大きな視点で捉えなければならない。  
組織形態のあり方（NPO、株式会社、財団法人）も考えるべきであるが、本庁組織の改革も必要ではないか。来年9月頃を最低目途に、新しい組織なり、どういうことをやるかの方針を出し、平成19年4月からは、もっと活気のある強力なものとして欲しい。
- ・地球温暖化防止の観点から環境問題が大きくクローズアップされている中で、グリーンふるさと振興機構の一番大きな目標に環境保全を掲げ、そのために観光や地場産業の振興、定住・交流の促進を行っていくという形にして欲しい。
- ・グリーンふるさと振興機構をどういう形で残すかということとあわせて、きちんとしたプロジェクトチームをつくり、それぞれの専門分野からの課題と全体の課題というところで、本当の意味での県北振興策を立てるべきである。
- ・県北の県有林・国有林に山桜を植えて全山ピンク色にしてみえというのが持論。ボランティアを募って行えば経費はかからず、全国から観光客がやってくる一大観光地ができる。
- ・限られた予算、人員で運営していくものであり、事業を特化させるのも結構だが、グリーンふるさと振興機構の事業として、県北振興のシンボリックなものを打出して欲しい。
- ・南北格差というばかりでなく、全県を一緒に発展させていく関連から、もっと県民から、全県的な視点での意見や知恵を出してもらう必要があると思う。
- ・私は県南に住んでいるが、県北地域の振興は県政の重要課題としてとらえ、対策をしっかりと進めていくべきと考える。
- ・振興機構の機能強化を図るのであれば、理事長は常勤化させて、しっかりとした指導力を発揮してもらう必要がある。
- ・この地域は高齢化率が非常に高いので、福祉の考え方が根底に無ければ地域振興策は片手落ちになるのではないかと思う。
- ・高齢者のみならず、若い方も活用して振興策を行ってもらいたい。
- ・広い県北地域の南北格差を是正するためには、5年で1億円の取り崩しと言わず5億

円くらい使った方がいい。

#### ○ (財)茨城県開発公社

- ・ 開発公社と土地開発公社のどちらかを廃止しなければ改革にはならない。土地開発公社は、県の派遣職員のほか、若干の嘱託職員がいるのみであり、思い切って一本化できるのではないか。(土地開発公社で再掲)
- ・ これだけの保有地を抱えるようになっていくことについて、きちんと改革、改善を求めたい。(土地開発公社で再掲)
- ・ 組織の統合効果を高めるといっても、統合を進めることによる職員の削減、事業の進捗など、ある程度数値的な効果を示して欲しい。
- ・ 保有土地の早期分譲について、数値目標を立てていかないとなかなか進展が見られないのではないか。(土地開発公社で再掲)
- ・ 開発公社の福祉施設部門やビル管理部門は切って、土地開発公社の土地部門と一本化するようなことはできないか。(土地開発公社で再掲)
- ・ 統合が法的に難しいということであれば、総務部門を一緒にするという事は聞いたが、思い切った組織、人員を減らして一本化する形が求められると思う。抜本的な組織替えも必要になってくると思う。(土地開発公社で再掲)
- ・ どうしても法人格が2つ必要ならば残してもいいが、人員は一緒にしてより少なくした上で倍の仕事をして、これだけの努力をするということを見せて欲しい。(土地開発公社で再掲)
- ・ 重要な政策決定は、単に公社だけが行っているわけではなく、県の責任として、県の重要な政策を決定する部門がきちんと反省をした上で、廃止なら廃止の決断をすべきである。(土地開発公社、住宅供給公社で再掲)
- ・ 誘致対象業種の拡大といっても、何でも受け入れるということになったら、茨城県の工業産地は産業廃棄物処理施設の受入団地になりかねない。地域振興、環境保全の観点からは、県が自ら歯止めをかけないと大変なことになってしまう。
- ・ 砂沼サンビーチやワープステーション江戸、いこいの村溜沼、鶯の岬といった福祉施設部門については、工業団地の販売などと性格が異なる。観光物産の観点で扱う分野ではないかと思うが、長期的にはそういうことも考えて欲しい。
- ・ 福祉施設というのは、どちらかといえばレジャー的要素があり、県がどこまで関与しているのかということ客観的に考える必要がある。
- ・ 福祉施設部門の赤字といっても工業団地にかかる利子相当額とは比較にならないほど少額である。砂沼サンビーチは地元を中心に子どもたちが楽しみにしており、どういう形で継続していくのかを考えるべきである。
- ・ 砂沼サンビーチについて、あまり経費をかけないで数字だけを見て、利用者数が減ったから、財政が厳しいからやめようというのは短絡過ぎるのではないか。
- ・ 砂沼サンビーチについては、大規模修繕が必要とのことであるが、整備しないまま、民間、他団体に委託しようとしても引き受け手がないと思う。開発公社で存続するの

か、それなりの整備をして他団体に引き継ぐのか、ここ1、2年の間に、早急に決定していく必要がある。

- ・ワープステーション江戸について、最終的にはフィルムコミッションの集大成のような形で整備され、見学者も多くなればより付加価値が高まると思う。観光客や定住者が増えるなど、茨城の魅力が高まれば、大きな役割になると思う。
- ・ワープステーション江戸については、きちんとしたコンセプトと、プロデュース的なことができる仕掛け人を民間に求めていくべきではないか。
- ・ワープステーション江戸について、映像関連会社から受託の話などもあるのであれば、そちらを進めるべき。ノウハウを持った映画会社なりに委託、売却をして、行政としての役割は地域振興の部分でどういう役割が果たされていくかということを考えるのが本当の改革と思う。
- ・民間事業と競合し、赤字にもかかわらず事業を存続している宿泊施設やプールなどは、民間移譲に努力し、不可能ならば廃止の方向性を早急に打ち出すべきである。
- ・大ロットでの公共的利用のため、保有土地処分の弾力的運用の努力をすべきである。
- ・県だけでなく市町村も加えて、企業に喜んでいただけるような優遇策、茨城らしさを検討してほしい。

#### ○ 鹿島都市開発(株)

- ・経営改善による人員削減でサービスが低下するといった悪循環は避けなければならない。
- ・施設管理部門等の委託業務が、入札、指定管理者制度の導入で競争原理が導入されていくと、従来どおりにいなくなる。その認識をきちっともう1回持たないと、なかなか今後、受託事業は厳しいのかと思う。
- ・プロパー職員が辞め、給料減額、ボーナスカットも行われている一方で、OBを含め、県職員が派遣されていることについては、速やかに改善すべきである。
- ・巨額の県の貸付金について、会社が償還できなくなってから手を打つよりも、いくらかでも損失を少なくするなり、無駄をなくしていくためには、早い内に、償還免除等の決断を下すべきである。
- ・2つのホテルを抱えて今後どうして行くかについては、地域、自治体の声を十分に聞くというのが方策にあってもいいのではないか。
- ・鹿島都市開発程度の会社で、会長、社長と必要か。大変厳しい状況だから、会長はいらない、社長が一人でやるというぐらいのことでないと理解は得られない。  
県職員OBが役員をやっていることも問題である。
- ・役員等の人的関与について、まず県のOB及び現職を減らして、それからプロパー職員を削減する方向で行くべきだと思う。
- ・県庁に来て若い人たちを結婚させ、結婚式はセントラルホテルでという営業をしないと。突飛なことにも取り組んでいただきたい。
- ・普通の会社以上に、徹底したコスト削減に取り組まなければならない。

- ・会社として県から独立しているなら、独立しているように責任を持って頑張ってほしい。
- ・6月半ばで7月のイベントに対して予約が無いという状態は理解できない。PRが不足しているように感じる。

#### ○ (株)ひたちなか都市開発

- ・土地開発公社から土地を賃借，転貸していることは適正な取引とは言いがたい，複合ビルの白紙撤回，役割を終えた会社に該当するとの意見があるが，もっともと思う。
- ・ひたちなか地区開発の今後の見通しも含め，非常に厳しい状況の中で，新たな開発投資はどうかということも検討課題になる。ひたちなか都市開発を廃止することが，新たな投資をやめるということにつながっていけば，今後の見通しの中での一つのきっかけになる。
- ・巨大ショッピングセンターのひたちなか地区への立地は，大変な事態を生じさせる。巨大ショッピングセンターの誘致などはむしろやめた方がいい。
- ・茨城港湾株式会社と合併し，一つの会社経営になって何を生み出せるのか，疑問は残る。

#### ○ 茨城県土地開発公社

- ・開発公社と土地開発公社のどちらかを廃止しなければ改革にはならない。土地開発公社は，県の派遣職員のほか，若干の嘱託職員がいるのみであり，思い切って一本化できるのではないか。(再掲)
- ・これだけの保有地を抱えるようになっていくことについて，きちんと改革，改善を求めたい。(再掲)
- ・組織の統合効果を高めるといえるが，統合を進めることによる職員の削減，事業の進捗など，ある程度数値的な効果を示して欲しい。(再掲)
- ・保有土地の早期分譲について，数値目標を立てていかないとなかなか進展が見られないのではないか。(再掲)
- ・開発公社の福祉施設部門やビル管理部門は切って，土地開発公社の土地部門と一本化するようなことはできないか。(再掲)
- ・統合が法的に難しいということであれば，総務部門を一緒にするという事は聞いたが，思い切った組織，人員を減らして一本化する形が求められると思う。抜本的な組織替えも必要になってくると思う。(再掲)
- ・どうしても法人格が2つ必要ならば残してもいいが，人員は一緒にしてより少なくした上で倍の仕事をして，これだけの努力をするということを見せて欲しい。(再掲)
- ・重要な政策決定は，単に公社だけが行っているわけではなく，県の責任として，県の重要な政策を決定する部門がきちんと反省をした上で，廃止なら廃止の決断をすべきである。(再掲)

- ・いろいろな目標を掲げてそれを達成しても、おそらく財政投入は免れられないと思う。説明責任によって、きちんと財政投入でも何でも理解が得られる手法を確立、今後の経営方針にも盛り込みながら、なるべくは税金の投入等がない形で処分をして欲しい。
- ・なぜ負債を抱えてしまったのかというようなところも明らかにし、今後の教訓としていくべきと思う。
- ・土地開発公社の先行用地取得、代替地取得は、本来県がやるべきものと思う。
- ・膨大な金利を県が負担しなければならないとすれば、1年延ばしにしていくと莫大な金額になってしまう。
- ・全国的に土地開発公社の経営が悪化している状況の原因の一部に、しかるべき段階で方針転換をしなかった国の責任もあると思う。国に対して、土地開発公社の健全化に向けた支援策を求めていくことも必要である。
- ・公社に県費投入することは、住宅供給公社と同様、金融機関と厳しい交渉を実施し、県民への説明責任を果たす必要がある。

#### ○ 茨城県住宅供給公社

- ・重要な政策決定は、単に公社だけが行っているわけではなく、県の責任として、県の重要な政策を決定する部門がきちんと反省をした上で、廃止なら廃止の決断をすべきである。(再掲)
- ・保有土地の処分を5年から10年で行うとのことであるが、今の知事の任期の4年以内とする位のことでやってもらった方が、県民もわかりやすく、議員としても理解しやすいと思う。
- ・5年から10年の間にできるだけ保有地を処分したいという方針であれば、今の状態の中でどう処分していくのかということの基本とすべき。新たな投資は、借金だけ増やして閉じるということになる。
- ・販売の努力をしている中で売れないというのは、価格に問題があったのではないかと思う。今後の処分に当たり、従来と同じ価格では全くうれないということになる。公平、公正に価格を設定して、皆が納得いくような金額で販売していかなければならないと思う。
- ・未造成団地の処分には10年程度を要する見込とのことであるが、10年経って売れなかったらどうするかが何もない。10年経ったら公社は廃止するんだと決めてかかる位の決意がないと終わらない。どの時点でそうやるかの計画をつくっておかなければならない。
- ・土地の処分に10年を要するとのことであるが、10年前に同じ議論があったにもかかわらず今日までにその結果が見えていないという中では、これからの10年の担保がとれない。同じ轍を踏むのではないかという不安がある。
- ・老朽化した市町村営住宅の公社保有地への建て替えのほか、土地の用途を住居専用に限らず、住宅地で周りに迷惑をかけない業種に門戸を開くなども検討しながら取り組んで欲しい。

- ・損失補償の額が増加しており、最終的に全て終わるときにどうなってしまうのかという不安がある。負債が増えることが問題であり、一番大事なものはスピードである。
- ・債務超過の処理を進めるにあたり、県民にこのような事態に立ち至った原因について明確な説明をすべきである。
- ・金融機関に対し債権の一部を放棄するよう強力に求めることも必要ではないか。
- ・ある程度見通しがたった時点で解散手続きを真剣に考えないと、更に債務超過が広がる危険がある。その見極めをしながら経営にあたっていただきたい
- ・債務超過は厳しく受け止めるべきだが、心が萎縮してしまわぬように、プライドを持って目標達成のために頑張ってください。

### ○ 茨城県病院事業会計

- ・県立中央病院といっても、結局は地域病院と思う。その地域病院に何十億円もの公費を投入するのはおかしい。各地域で頑張っている医療関係者に補助金、助成金で交付した方が効率的である。
- ・県立病院の政策医療と言われるが、へき地対策、医師確保、医療の質の向上という意味で、果たす役割が大きいと思う。
- ・地方公営企業法を全部適用することであるが、全国で給与の改正を行ったところは皆無であり、給与の改定がなければ意味がないと思う。できないということであれば、当然民間移行も視野に入れなければならないと思う。
- ・地方公営企業法の全部適用については、その成果がどれだけあげられるかということが求められる。さらに努力が必要であるとともに、長い時間はかけられないと思う。  
他の同程度の病院と比べて人件費が著しく高いという状況も含め、最終的に民間移行ということを経験したときに、政策医療の面は県として必要である。政策医療を残して、なおかつそれに対して補助金を出すということであれば、県民の納得も得られると思う。そういう説明責任が議会にも求められているものと思う。
- ・県立病院経営改善アクションプランに基づく取組みが行われている最中であり、県立病院の地方公営企業法全部適用は時期尚早である。
- ・老朽化している友部病院は、改築計画と経営改善を並行して、関係者の知恵と力を集めることが本当の改善策である。老朽化をそのままに繰入金だけを減らすのでは、新たな意欲につながらない。
- ・医療の要は救急医療である。医療従事者が全国最下位の中で、医療資源をどう機能的に使うかというのは救急であり、その要役に中央病院がならなければならない。
- ・公的病院の役割というものをもう一度改めて検証し、県民が必要とする医療については、予算を講じるべきである。一般診療、民間病院でもできるものは、積極的に民間に開放してもいいのではないか。
- ・中央病院は歳出の66%を人件費が占め、民間病院では50%を超えると赤信号と言われていること考えると、極めて異常と言わざるを得ない。
- ・県立病院は、地域でこれまで果たしてきた役割から政策医療、特殊医療に特化すべき

である。

- ・老朽化した友部病院の建て替えも喫緊の課題である。
- ・政策医療や特殊医療に対して期待をしているので、一般企業のような利潤追求を求め  
るわけではないが、ひずみがあった場合は直し、無駄は省いていただきたい。
- ・友部病院の建替えについて、中央病院と一緒にすると今後の精神医療の方向が薄まっ  
てくるのではないかと心配している。

#### ○ 茨城県競輪事業特別会計

- ・日本自転車振興会への交付金、公営企業金融公庫への納付金について、支出額を削減  
できるよう努力をお願いしたい。
- ・今後の厳しい状況の中で、廃止も含めた施設利用の転換というのも選択肢の1つであ  
ると思う。
- ・かつては基金積立をしていなかったが、現在19億6000万円を積立でているのは  
非常にいい。
- ・施設整備については、地元とよく話し合っ将来計画を立てるべきである。
- ・競輪場の施設の方向性としては、ダウンサイジングである。
- ・競輪場の従事員が急に仕事が無くなることのないように配慮していただきたい。

#### ○ 茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計

- ・一般会計から特別会計へ多くの財源を持ち出すようなことがあってはならない。
- ・終息も含め、終息をするならばその地域の振興をどうするのかという展望まできつち  
りと踏まえて、しっかりやっていただきたい。

(2) 参考人（有識者）意見

※第6回委員会における坂本和重氏（公認会計士・税理士）及び  
原中勝征氏（茨城県医師会長）の意見の抜粋

平成17年11月7日

県出資団体等の課題・問題点・改善策について

公認会計士・税理士 坂本和重

第1 一般的事項について

- 1 第三セクター（県が出資又は出えんを行っている民法法人及び商法法人）が担うべき事業
  - ★ 県の出資団体等が実施している事業について、①社会的便益が広く地域にもたらされる事業 ②事業収益を地域社会に帰属させることが望ましい事業 ③民間資本を中心とする事業であるが、地域振興、県民福祉の向上等の観点から県が出資を行う必要があると認められる事業 に該当しているかを検討することが必要です。
  - ★ 併せて事業の必要性、公共性、採算性等その意義及び行政関与の必要性等がチェック・ポイントになります。
- 2 公的支援のあり方
  - ★ 問題がある第三セクターの場合は、独立した事業主体であるとの認識、自助努力の観点が希薄なケースが多くみられます。
  - ★ 公的支援は限定的であるべきであり、赤字補填を目的とする支援は行うべきではありません。支援形態を変えての実質赤字補填に注意する必要があります。
- 3 点検評価
  - ★ 経営状況についての評価に行政上の判断を加えて、今後の方向性を決定することになります。行政上の判断には、客観性・専門性・公平性・透明性等の確保が必要です。
- 4 経営悪化時における速やかな対応
  - ★ 問題を先送りしないという決断が求められます。
  - ★ とすると行政上の判断が、組織存続へと向かう可能性があり、注意が必要です。



## 5 経営改善を実施する場合の留意点

- ★ 役職員数、給与の見直しが先送りされる傾向が強く見受けられます。背景には、給与水準・待遇は県と同等でなければならないとの理解があるようです。
- ★ 抜本的改革の実施には、必ず痛みを伴うものですが避けて通ることはできないと考えます。

## 6 経営の改善が極めて困難とされる場合の留意点

- ★ 県は、現に経営の改善が極めて困難と思われる第三セクターに対して多額の損失補償をしております。他方において県の財政も厳しい状況にあることから、最終的決断をし難い状況にあります。しかし、対象となる第三セクターの問題を先送りすることが許される状況ではなく、なってきたことから、政治的決断をすみやかに行っていただく必要があると考えます。
- ★ 設立の目的を達成した第三セクター、他の団体と類似の業務を行う第三セクター、社会経済情勢の変化から設立当初の目的たる事業の実施・継続が困難な第三セクター、市町村合併を受けてその地域との役割分担の全面的見直しが必要な第三セクター等についても、統廃合を検討することが必要と考えます。

## 第2 県出資団体等の課題と問題点について

### 1 給与等に関連して

出資団体等は、当然のことであるが県と別人格であり、独立した事業主体である。出資団体等の経営状況が悪い場合には、給与等の人件費問題に対しても、県は強い指導を行うべきである。また、当事者である出資団体等の長（責任者・役員）には、正面から問題解決に取り組む強い姿勢が求められる。出資団体等の長の任期が比較的短いことに起因して、問題を先送りすることは許されない。

### 2 県機能の補完性・代替性に関連して

一定の条件を満たす場合には、守秘性・公益性が高い事業を随意契約により出資団体等に委託することは容認しうるものである。しかし、随意契約の場合には、委託料の決定に対して全く競争原理が機能していないことから、特段の配慮が必要である。すなわち、随意契約により業務を受託した出資法人等に多額の利益が計上され、法人税等として社外流出している場合、その利益の源泉を分析し、県からの委託事業から形成されたものである場合には、その出資団体等の存続に必要以上の利益を付与することになり経済的合理性に欠ける。委

託料の算出基準の見直し、前払い方式から概算払い方式への変更等を考慮すべきである。そして、これにより節減された財源を県は有効活用すべきである。

### 3 業績に関連して

ややもすると出資団体等に対する経営改善策が単なる数値合わせになってしまっている場合がある。出資団体等の利益については、その設立目的に沿ったものから生み出されていることが重要である。他の出資団体等の受託業務の移管を受けての利益計上は、単なる利益の付け替えに過ぎず、また、見方を変えれば県からの委託料が過大であったがために利益が計上されたとも考えられる。さらに、過去の経緯があつたにしても出資団体等における利益の付け替えは、厳に慎むべきである。特に利益を享受している出資団体等においては経営に対する危機感が希薄となり、他方業績が極めて悪化している出資団体等においてもその利益移転を是正しようとする意思は希薄となっている。各出資団体等の業績は、当然のことであるがその出資団体等の真の実力を示すもの、自助努力により形成されたものでなければならない。

### 4 県派遣職員に関連して

県からの派遣職員が高い割合を占める出資団体等については、団体の存在目的、団体運営の経済性・効率性を検討することが必要である。厳しい定数管理のもとで県職員数の削減が実施されている中で、大勢の県職員を派遣して、県とは別人格である出資団体等の業務を遂行することの適格性・妥当性を考えることが必要である。また、組織が脆弱な出資団体等については、一義的には出資団体等の自助努力により自立性を高めることが必要であり、県の必要以上の関与は見直すべきである。組織としての自立性を確立できない出資団体等については、他の類似する出資団体等との統合を検討すべきである。

### 5 出資団体等の設立目的と存続期間に関連して

出資団体等を設立した時の社会経済情勢と現状が大きく変化することは、当然にあり得ることである。この場合、出資団体等の設立目的は、既に終えたと判断できる。当該出資団体等が、団体存続のためにのみ存在することは、合理性を有することではない。当該出資団体等が、県等の派遣者と少数の臨時職員・嘱託職員で構成されている場合、また、少数のプロパーの職員（転職が比較的容易な世代が中心）で構成されている場合等については、存続期間が満了をむかえたものとして解散を検討することも必要と考える。また、県の出資団体等が社会経済情勢の変化に対応するため、あるいは団体の存続を図るために目的を変更する場合は、県民の福祉の向上に役立つ、高い公共性・公益性を有するものであることが必要である。

### 6 指定管理者制度の導入に関連して

指定管理者の募集は終了し、今後結果が明らかになってくる。価格競争力に

においては民間事業者が有利と思われるが、運営ノウハウという観点では県の出資団体等が有利である。総合的評価の結果、県の出資団体等が継続して施設の管理を受諾できた場合であっても、対民間事業者との価格競争面においても十分に対応できる体制整備への経営努力が必要である。

### 第3 精査団体に係る課題並びに改善策

#### 1 財団法人グリーンふるさと振興機構

- ・ あくまでも私見であるが、当該出資団体等を分類すると社会経済情勢の変化を受けて、その役割を終えた団体に分類することが妥当と考える。
- ・ したがって、一義的には団体を解散し、その残余財産を県に寄附することが相当であるが、合併後の市町の要望等を取り入れ、また、県の行政的判断を加えて、新たな公共的・公益的目的をもった財団法人とすることもあり得ると考える。
- ・ ただし、県が中心となっている現状の組織体系を継続することは好ましくないと考える。県北西部の活性化を担う主体は、あくまでも同エリアの市町であり、当該市町の協力と努力なくしては事業の成果は得られないことから、県の人的貢献はあくまでも従たる立場であるべきと考える。
- ・ なお、同団体が現状実施している事業内容は、広範囲にわたっている。他の出資団体等の実施事業と関係を有するものは、その効率性と効果を勘案して移管を実施すべきである。

#### 2 株式会社ひたちなか都市開発

- ・ あくまでも私見であるが、同社は社会経済情勢の変化からその設立目的たる事業が実施困難なことから、その役割を終えた会社に該当することになる。
- ・ したがって、一義的には同社は解散をすることになるが、港湾事業は茨城港湾㈱との関連性を有し、また、㈱ひたちなかテクノセンターとは株主構成も比較的類似している。設立目的は異なるものの茨城港湾㈱と㈱ひたちなかテクノセンターの事業目的を追加して、同社の業務を移管して、統廃合を行うことも可能と考える。
- ・ 関係する会社の株主の理解と協力を得ることが必要であるが、統廃合を検討すべきと考える。

#### 3 鹿島都市開発株式会社

- ・ 同社の経営改善に対する取組み姿勢は、内容・スピード等十分なものとはいえ、危機感が希薄といわざるを得ない。
- ・ 県からの 111 億円という多額の無利息融資を支障なく償還する責務を負っていることを考えると経営責任者の強力なリーダーシップのもとでの大胆な改善・改革が必要である。
- ・ 自助努力での改善が図れない場合、速やかな改善が図られない場合には、ホテル部門を切り離して外部に運営委託するなど大胆な改革を断行すべきと考える。
- ・ その意味でも多くの問題を抱えるホテル部門については、外部の専門家等の診断を受けて、運営方法から抜本的に見直すことが必要と考える。
- ・ 土合の土地については、路線価に対して現在も含み益を有しているとして販売価格の見直しが実施されていない。しかし、土地が売れていないということは、社会経済情勢の影響はあるにしても魅力ある販売価格でないことも一因と考えられる。価格の見直し、付加価値の付与等を行って早期の完売を図る必要がある。
- ・ 事業のスリム化を実施し、最終的には不動産管理をメイン業務とし、副次的に地域の活性化等へ貢献する業務を実施する会社に位置づけることも一つの方策である。

#### 4 財団法人茨城県開発公社

- ・ 土地開発事業については、リース方式は長期的な観点から損益・収支の状況を検討し、借入金の返済原資たり得るかを検討して施すことが必要である。基本は、土地の早期分譲であり、現状の販売促進のための諸施策の拡充を図り、企業誘致に努めることは当然であるが、時価の趨勢によっては分譲価格の見直しを含め大胆な対応が求められる。
- ・ その場合、借入金返済の財源が当然に不足するため、県は損失補償に備えるための何らかの引当を検討せざるを得ないと考える。
- ・ 同団体は、県とは独立した事業主体であり、自律性ある判断を行うことが必要である。

#### 5 茨城県土地開発公社

- ・ 同団体の所有する代替地に対する近隣の市町の公共的事業への需要を発掘しての処分を検討するとともに、近隣の開発状況及び社会経済情勢の変化等に注意して、民間事業者等への売却処

分を鋭意実施することが必要と考える。したがって、需要発掘・販売促進のための強力な諸施策を実施することが必要である。

- ・ 同団体は県とは独立した事業主体であり、自主事業から生じた損失の処理責任は同団体にあることを認識させることが必要であり、同団体の意識改革を進めることも重要である。
- ・ 県は、代替地処分に伴って発生する財政的支援への対応を検討する。

## 6 茨城県住宅供給公社

- ① 同団体は、その役割をすでに終えたと認識される団体であり、これまでも各種の検討が実施され尽くされている。
- ② 住宅・宅地の分譲事業、ケア付き高齢者賃貸事業、特定優良賃貸住宅事業のいずれも赤字を計上している。
- ③ 減損会計の影響額次第では、更なる厳しい経営状況になる。
- ④ 同団体は、住宅・宅地の分譲事業については、販売促進策を実施することにより一区画でも多く販売し、ケア付き高齢者賃貸事業及び特定優良賃貸住宅事業については、入居率のアップを図り、経費の削減を実施していくことが喫緊の課題である。
- ⑤ 問題を先送りすることなく、政治的決断を行わなければならない。

## 茨城県議会「県出資団体等調査特別委員会」意見内容

茨城県医師会長 原中勝征

### 1 公立病院の生き立ちと役割と民間医療機関の役割

日赤、済生会と協同病院

国立病院

社会保険病院、労災病院その他

民間に医療機関への業務委譲

### 2 日本の医療経済と今後の見通し

我が国の医療コストの問題点

技術料、レセプトの分析、薬価、材料費、社会保険庁、

医療費の自己負担率 医療の安全と職員の数

少子高齢化と老人医療費

GDP（国民総生産）と医療費

### 3 茨城県立病院の問題点

イ) 存在意義と実行状況

民間医療機関との違い

現状分析（救急医療、高度医療、結核対策、僻地医療、広域性その他）

本来の民間医療のできない政策医療が実行できるのか

ロ) 職員数の適正化

ハ) 給与体制

ニ) 県保健福祉部職員並びに県当局のなれ合い放漫の継続

労働組合との真摯な交渉の欠如

ホ) 今後の方策

県立病院の使命を果たすこと。そのために職員の意識改革をおこなうこと。地方企業法の全適を採用することとなったが、全国で給与の改正を行ったところは皆無である。官僚は改革をせず相変わらず事なかれ主義の態度である。

a) 当県で本当に改革を実施する決意であれば、当面保険法に基づく看護師定員に近づかせること。勸奨退職者の募集を募ること。

医療保険法上の定員の2割多い定員数としても

(中央病院現員355名、医療保険法142名)

(友部病院現員202名、医療保険法74名)

中央病院で185名、友部病院で113名多いことになる。

b) 職員数を減らした上で本来あるべき給与表に戻すか、3割程度の賃

金カットを行うこと。

c) 手当の見直し、休日を組み入れた勤務表の改正。

この a)、b)、c) ができれば年間 25～30 億円が節約できる。

もしできなければ民営化を明確に謳わなければ解決しない。

友部病院は入所者の複雑な合併症を解決する意味でも中央病院に隣接し必要不可欠な病床数(約 200 床)にすべきである。

こども病院の病床数 100 床、及び外来数に比し 14 億円の投入は多いように思われる。民間医療機関は補助金なしで救急業務を行っていることを思うとき、我が県は民間活力を利用していない傾向がある。

d) 民間移行について引き受けが見つからないとか政策医療分野が失われるとの意見があるが決して不可能ではない。福岡県立病院や国立病院売却の例がある。

へ) 組合対策

今まで組合を意識して改革を遅らせてきた。一概に働いている人たちに責任があるとは言い切れない。しかし、このままでは今後さらに医療費が下がり、入院日数の短期化が進めば赤字額がさらに急速に増額するであろう。改革努力目標値を定め新たな改革委員会で目標達成できない場合は民営化をする事を職員に説明納得させる努力が必要で、もし、理由なく現状維持を主張するときには議会が行政を支援する事が必要である。

その他

我が県は他県たとえば隣の福島県と比べても公的病院が多い。

市立、組合立あるいは協同病院にしてもますます経営が悪化する運命にあり、2 次医療圏策定に当たり地域医療機関を無視して公的病院を作ったことは市町にとっても大変な重荷になることと危惧している。

また、分散したがんセンターは一般総合病院のガン治療とどこが違うのか補助金の有効性にも問題がある。ペットの様な高額医療器が本県に 4 台も必要なのもう一度検証する必要があると思われまます。